

清瀬市生活支援コーディネーター設置要綱

(設置)

第1条 市は、地域の支え合い体制づくりの推進を目的として、生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援サービス等」という。）を担う事業主体の情報を集約又は提供し、事業主体間の連携した活動及び運営に結び付けて福祉の向上を図れるようにするため、清瀬市生活支援コーディネーター（以下「生活支援コーディネーター」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 生活支援コーディネーターは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域資源及び地域支援ニーズの把握に関すること。
- (2) 地域に不足する生活支援サービス等の創出に関すること。
- (3) 生活支援サービス等の担い手の養成に関すること。
- (4) 生活支援サービス等の担い手が活動する場の確保に関すること。
- (5) 事業主体間の情報共有及び連携強化等に関すること。
- (6) 地域支援ニーズと事業主体の活動のマッチングに関すること。
- (7) その他、地域の支え合い体制づくり等に必要なこと。

(委嘱)

第3条 市長は、次の各号に掲げる機関、団体等より推薦を受けた者を生活支援コーディネーターに委嘱する。ただし、推薦を受けた者がいないときは、市長が各地域の環境を考慮して適任の者に委嘱する。

- (1) 清瀬市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体（清瀬市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体設置要綱（平成27年清瀬市訓令第72号）に規定する「清瀬市生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体」をいう。）
- (2) 社会福祉又は高齢者福祉の業務に従事する事業者
- (3) 福祉行政関係機関
- (4) その他、市長が特に必要と認める団体等

(任期)

第4条 生活支援コーディネーターの任期は、4月1日から翌年3月31日までの1か年度とする。ただし、年度途中における委嘱又は再任を妨げない。

(遵守事項)

第5条 市長は、生活支援コーディネーターに次の各号に掲げる事項への遵守を求めるものとする。

- (1) 第2条に規定する所掌事項に従事する場所及び時間は、市長が定めるところによること。
- (2) 前項の規定は、市長及び生活支援コーディネーターの協議により必要と認めるときは変更できること。
- (3) 第2条に規定する所掌事項を遂行又は完結した際は、市長と連絡調整を図り、必要に応じて相談及び報告等を行うこと。
- (4) 職務上知り得た秘密を在任中又はその職を退いた後も漏らさないこと。

(庶務)

第6条 生活支援コーディネーターに関する庶務は、健康福祉部地域包括ケア推進課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。